

## 「日本金融法の規制影響評価」要約

『NBL』 900号 84-89頁 (2009年)

野村美明 (のむらよしあき・大阪大学教授)

本稿は、科学研究費・特定領域「日本法の透明化」(平成16-21年度)の成果発表の一環として2008年11月28日(金)および29日(土)の二日間にわたって、東京で開催されたシンポジウム「ここがヘンだよ日本法」の第2セッションでの議論に基づく。シンポジウムの全体は、『NBL』900号78頁~103頁(2009年)に掲載されている。

第2セッションは、特定領域研究の国際金融法班の弥永真生氏(筑波大学教授)と木下孝治氏(同志社大学教授)による基調報告、浅田隆氏(三井住友銀行法務部)と上柳敏郎氏(東京駿河台法律事務所の弁護士)によるコメント、およびパネル・ディスカッションとして実施された。本稿は、フロアとの質疑応答を、司会を担当した野村がパネリストと協同で論点を絞って再構成したものである。

預貯金者保護であれ消費者保護であれ、保護のための規制には様々なコストがかかり、思わぬ副作用が生じ得る。規制の「つけ」が預貯金者らに回されたのでは、元も子もない。「日本金融法の規制影響評価」はこのような問題意識に基づく。

このセッションは、規制の事前評価が最近まで行われなかったことによって金融関連の規制にはどのような問題があったかを、預貯金者保護法を題材として解明しようとする。

自由競争や契約自由による社会的な悪影響を除去しようとして感覚的な議論に基づいて規制すると、過剰な規制による弊害が生じる。審議会方式で規制を検討しても、関係者らしい人々が方法論を意識しないでコンセンサスを形成していくと、内部的には様々な選択肢を考えつつ一定の方向に収束したように思えても、事後的な議事録からは選択された規制手段の適切さを検証できないし、規制案に対するパブリックコメントも困難である。

事前の規制影響評価によって複数の選択肢を明示的に示し、その影響の分析に基づいた議論ができるようになってこそ、政策形成過程への市民の責任ある参画やパブリックコメント制度も意味のあるものになるだろう。評価法による事前評価の開始以降も従前の規制は維持されるのではないかという懸念はあるものの、対象となる事前評価にまじめに取り組む過程で評価の担い手が育っていき、規制の適正化が進んでいくことが期待される。